

嘉手納町わがまち特例一覧【R5.1.4現在】

No.	対象資産	取得時期の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
					地方税法	嘉手納町 税条例	
1	家庭的保育事業の用に供する資産 【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第27項	第61条の2 第1項	事業の認可を受けたことを証する 書類
2	居宅訪問型保育事業の用に供する資産 【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第28項	第62条の2 第2項	
3	事業所内保育事業（利用定員5人以下） の用に供する資産【家屋・償却資産】	—	期限なし	1/2	第349条の3 第29項	第62条の2 第3項	
4	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設 【償却資産】	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/2	附則第15条 第2項第1号	附則第6条の2 第1項	・汚水又は廃液処理施設、下水道 除害施設の設備であることが 分かる書類 ・設置許可証
5	下水道除害施設【償却資産】	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	4/5	附則第15条 第2項第5号	附則第6条の2 第2項	
6	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する指定避難施設避難用部分【家屋】	R3.4.1～ R6.3.31	5年間	2/3	附則第15条 第23項第1号	附則第6条の2 第3項	指定避難施設に指定されたことを 証する書類
7	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する協定避難用部分【家屋】	R3.4.1～ R6.3.31	5年間	1/2	附則第15条 第23項第2号・3号	附則第6条の2 第4項・第5項	管理協定に係る書類
8	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する指定避難用償却資産【償却資産】	指定日以降	5年間	2/3	附則第15条 第24項第1号	附則第6条の2 第6項	指定避難施設に指定されたことを 証する書類
9	津波防止地域づくりに関する法律に規定 する協定避難用償却資産【償却資産】	締結日以降	5年間	1/2	附則第15条 第24項第2号	附則第6条の2 第7項	管理協定に係る書類

嘉手納町わがまち特例一覧【R5.1.4現在】

No.	対象資産		取得時期の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
						地方税法	嘉手納町 税条例	
10	太陽光 発電設備	1,000kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	附則第15条 第26項第2号イ	附則第6条の2 第12項	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金交付決定 通知書</li> <li>出力規模、取得時期が分かる 書類</li> </ul>
11		1,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第26項第1号イ	附則第6条の2 第8項	
12	風力 発電設備	20kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第26項第1号ロ	附則第6条の2 第9項	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省が発行した固定価 格買取制度に係る認定通知書</li> <li>出力規模、取得時期が分かる 書類</li> </ul>
13		20kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	附則第15条 第26項第2号ロ	附則第6条の2 第13項	
14	水力 発電設備	5,000kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	附則第15条 第26項第2号ハ	附則第6条の2 第14項	
15		5,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	附則第15条 第26項第3号イ	附則第6条の2 第15項	
16	地熱 発電設備	1,000kw以上	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	附則第15条 第26項第3号ロ	附則第6条の2 第16項	
17		1,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第26項第1号ハ	附則第6条の2 第10項	
18	バイオマス 発電設備	10,000kw以上 20,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	附則第15条 第26項第1号ニ	附則第6条の2 第11項	
19		10,000kw未満	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	附則第15条 第26項第3号ハ	附則第6条の2 第17項	

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備【償却資産】

嘉手納町わがまち特例一覧【R5.1.4現在】

No.	対象資産	取得時期の要件	適用期間	特例率 ※課税標準額に 乗じる割合	根拠法令		その他添付書類 (写し可)
					地方税法	嘉手納町 税条例	
20	企業主導型保育事業に供する資産（特定事業 所内保育施設）【土地・家屋・償却資産】	H29.4.1～ R5.3.31	5年間	1/2	附則第15条 第33項	附則第6条の2 第18項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書</li> <li>・無償で借り受けていることが確認できる書類</li> </ul>
21	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 【家屋】	H27.4.1～ R5.3.31	5年間	2/3	附則第15条の8 第2項	附則第6条の2 第19項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた旨の通知書</li> <li>・補助金交付決定通知書</li> <li>・家屋に関する図面等</li> </ul>
22	先端設備等導入計画に基づく先端設備等（生産性向上設備）【家屋・償却資産】	R3.4.1～ R5.3.31	3年間	0	附則第64条	附則第6条の2 第20項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画に係る書類の写し（認定申請書、先端設備等導入計画、確認書等）</li> <li>・工業会等による証明書</li> </ul>

※必要書類

1. 土地の登記簿謄本・公図（特例対象資産が土地の場合）
2. 建物の登記簿謄本・建物図面（特例対象資産が家屋の場合）
3. 償却資産申告書・種類別明細書（特例対象資産が償却資産の場合）
4. 事業を実施している部分とその面積が分かる図面（特例対象資産が土地または家屋の場合）
5. その他添付書類（写し可）